J:COM PHONE プラスサービス（2024年10月1日以降にご契約のお客さま）

料金表

通則

（料金等の設定）

1　J:COM PHONEプラスサービスに係る基本利用料は、J:COM PHONEプラスサービスの提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

2　J:COM PHONEプラスサービスに係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者または外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

3　1及び2の規定にかかわらず、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りでありません。

（料金の計算方法）

4　当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、料金月に従って計算します。

5　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。

6　当社は、月額料金、利用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。ただし、当社が必要と認めるときは、利用料について、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算することがあります。

7　当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1)　(2)以外の料金	この料金表に定める税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2)　外国、特定衛星端末又は国際ネットワークとの音声通信に係る利用料	この料金表に定める額により行います。

（月額料金の日割）

8　月額料金の日割は、次のとおりとします。

当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。ただし、J:COM PHONEプラスサービスまたは付加機能の契約の解約または解除がされたときは、契約の解約または解除があった日（付加機能の解約または解除については、その解約または解除があった日）の属する月の末日までの期間の支払を要します。

ア　料金月の初日以外の日にJ:COM PHONEプラスサービスの提供を開始したとき。

イ　第36条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の規定または同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。

ウ　起算日の変更があったとき。

9　8の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第36条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄または同条第3項第2号の表の1欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

（端数処理）

10　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

（料金等の支払い）

11　契約者は、料金及び工事に関する費用について、金融機関の加入者の口座からの自動振替または、クレジットカードによる決済手段を用いてお支払いただきます。クレジットカードによる場合、当社が有する加入者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、加入者は同意したものとみなします。クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落されることについて、契約者は同意したものとみなします。

12　料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

13　当社が特に認める場合には、契約者は、指定する金融機関等、またはサービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。

14　契約者は、契約の申込を行う場合に、サービスの提供開始に先立って、契約に基づき支払うべき額の一部を、前もって、当社にお支払いいただく場合があります。

15　当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

（消費税相当額の加算）

16　第36条（定額利用料の支払義務）から第40条（工事費の支払義務）までの規定その他約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額（消費税額を含みます）とします。

ただし、外国、特定衛星端末又は国際ネットワークとの音声通信に係るものおよび特段の記載があるものについては、この限りでありません。

（注）この料金表に定める税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算された額は、支払いを要する額と異なる場合があります。

（料金等の臨時減免）

17　当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、約款または料金表の定めにかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。

料金表Ⅰ　利用料・工事費等

第1　基本利用料

1　適用

<table>
<tr><td>区分</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>1)　利用種別の適用</td><td>ア　J:COM PHONEプラスサービスには、下記の利用種別があります
<table><tr><td>住宅用</td><td>その契約者名義が、個人であるもの</td></tr><tr><td>事務用</td><td>住宅用以外のもの</td></tr></table>イ　利用種別の認定は、当社が行います。</td></tr>
<tr><td>2)　平日昼間、夜間・休日及び深夜・早朝の料金額の適用</td><td>ア　株式会社NTTドコモのワイドスター通信サービス契約約款に定める第2種ワイドスター（以下「ワイドスターⅡ（船舶）」といいます。）に係る電気通信回線への音声通信に係る利用料は、次表に定める時間帯に従って適用します。
<table><tr><td>区分</td><td>時間帯</td></tr><tr><td>平日昼間</td><td>平日の午前8時以降、午後7時前までの間</td></tr><tr><td>夜間・休日</td><td>平日の午後7時以降、午後11時前までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前8時以降、午後11時前までの間</td></tr><tr><td>深夜・早朝</td><td>午前0時以降、午前8時前までの間及び午後11時以降、午後12時前までの間</td></tr><tr><td colspan="2">備考
（ア）平日とは、土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいいます。
（イ）祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。</td></tr></table>イ　異なる時間帯にわたる音声通信の利用料は、その音声通信を開始した時刻の時間帯に従って適用します。</td></tr>
<tr><td>3)　J:COM PHONEプラスサービスに係る非自動音声通信の種別</td><td>ア　非自動音声通信には、下表の種別があります。
<table><tr><td>種別</td><td>内容</td></tr><tr><td>①　一般非自動音声通信</td><td>特定の対話者、内線電
または電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信</td></tr><tr><td>②　第1種本邦着信音声通信</td><td>外国から発信し本邦に着する、特別事業者の電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信</td></tr><tr><td>③　第2種本邦着信音声通信</td><td>外国から発信し本邦に着する音声通信のうち、②を除くもの</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>4)　削除</td><td></td></tr>
<tr><td>5)　J:COM PHONEプラスサービスに係る通信時間の測定等</td><td>ア　自動音声通信の通信時間（電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うJ:COM PHONEプラスサービス取扱所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの音声通信、相互接続番号案内に係る相互接続点への音声通信及び番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関</td></tr>
</table>

する電気通信番号（110、118または119に限ります。）をダイヤルして行う音声通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。）は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者または対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、特別事業者の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。

イ　非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、特別事業者の機器により測定します。

区分	時刻
開始時刻	請求者の電話設備（通話等の用に供される端 設備もしくは自営電気通信設備またはそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、特別事業者の電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻
終了時刻	特別事業者の電話交換局の交換設備が請求者の電 話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻

備考　特別事業者の電話交換局が非自動音声通信を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置または不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置または代行業者による応答があったときは、次により取り扱います。

1)　一般非自動音声通信の場合

請求者が音声通信をすることを希望する場合に限って接続します。

ウ　次の時間は、アまたはイの通信時間に含みません。

（ア）　回線の故障等音声通信の請求者または対話者の責めによらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間

（イ）　回線の故障等音声通信の請求者または対話者の責めによらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する秒数または秒数に満たない端数の通信時間

エ　ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。

（ア）　音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。

ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りでありません。

（イ）　J:COM PHONEプラス回線の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのJ:COM PHONEプラス続回線に当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続

	し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 （ウ）　地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 オ　電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者または対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社のサービス取扱所に申告してください カ　当社は、特別事業者の電話交換局に申告を行い、特別事業者はオの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。 キ　オの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた特別事業者の電話交換局は、速やかに再接続を試み、または必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、特別事業者の電話交換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。 ク　オに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、カまたはキに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額または返還します。
6)　当社または特別事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社または特別事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。 ア　過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。 （ア）　過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （イ）　過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握でき

	る期間における1日平均の利用料または故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
7)　契約者が届け出たau携帯電話番号における利用料の減額(auまとめトーク)	ア 当社は、契約者が本項の適用を申込み当社が承諾した場合、契約者申込の際に届け出た携帯電話番号が、その料金月の当社が別に定める日において、(ア）に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ）に定める割引対象に係る料金等のうち（ウ）に定める割引額を減額することとします。 (ア）割引判定条件 ①当社に届出のあった携帯電話番号が、モバイル約款（KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社のＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ契約約款及びＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービス契約約款並びにｐｏｖｏ２．０通信サービス契約約款を除きます。以下この(ア)において同じとします。）に定める５Ｇデュアル(料金プランがセカンドナンバープランのものを除きます。)、ＬＴＥデュアル又はｐｏｖｏ１．０通信サービス（モバイル約款の規定に基づき、その利用の一時休止を行っているもの及びその利用を停止しているものを除きます。以下この7)欄において同じとします。）の契約者回線に係るものであること。 ②①により契約者が当社に届け出ている携帯電話番号に係る他網契約者回線の契約者名義が、J:COM PHONE プラス契約の契約者名義と同一であること、またはその他網契約者回線の契約者が当社に届け出ている住所が、J:COM PHONEプラス契約者の住所もしくは居所と同一であること。 ③①に定める他網契約者回線が、その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものでないこと。 ④別記３　1）に定める契約者連絡先電話番号にかかる変更、廃止又は携帯電話番号ポータビリティ若しくは番号移行を伴うモバイル約款に定める５Ｇデュアル、ＬＴＥデュアル又はａｕサービスの利用の開始又はその契約の解約の届出がされていること。 (イ）　割引対象 料金表　第1基本利用料 2料金額 2）利用料 （イ） 携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備へのものに定める利用料 (ウ）割引額 ①KDDI株式会社のホーム電話サービス契約約款に定めるホーム電話サービスのホーム電話契約者回線、 FTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービスのホームプラス電話契約者回線、KDDI株式会社の光ダイレクト

	サービス契約約款に定める光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線およびauオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、KDDI株式会社のイントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービスのイントラネットIP電話利用回線、マンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線への通話、Cisco Webex Callingサービス契約約款に定めるCisco Webex Calling サービスの特定装置接続回線及びクラウドコーリングサービス契約約款に定めるクラウドコーリングサービスの特定装置接続回線への通話（協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。）、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線並びに協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の電気通信回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。 ②当社が別に定める音声通信番号への通話（その音声通信番号に係る事業者がKDDI株式会社であるものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。 ③モバイル約款に定める５Ｇサービス、ＬＴＥサービス、ｐｏｖｏ２．０通信サービス及びｐｏｖｏ１．０通信サービス並びにＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡ及びＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ通信サービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。 ④削除 イ　アの場合において、当社がアの適用について、KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社に通知することについて、承諾していただきます。

2　料金額

定額利用料

ア　料金額　　1J:COM PHONEプラス回線ごとに月額（以下（ア）又は（イ）により、適用される料金額が一部異なります）

区分	料金額※2		
J:COM PHONEプラス（標準契約）	住宅用	1回線毎に	1,730 円（税込 1,903 円）
	事務用		2,350 円（税込 2,585 円）

2)　利用料

ア　加入電話等設備への発信及び別記13に定める電気通信番号の発信に係るもの（イ、ウ及びエ以外のもの）

（ア）　（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）及び（カ）以外のもの

J:COM PHONE プラスサービス（2024年10月1日以降にご契約のお客さま）

区分		料金額（3分までごとに）
利用料	同一の都道府県に終始するもの	8.0円（税込 8.80円）
	上記以外のもの	15.0円（税込 16.50円）

ただし、当社が別に定める特定事業者が提供するJ:COM PHONEプラス回線、プライマリ電話サービスまたは電話サービスの契約者回線、およびKDDI株式会社が提供するケーブルプラス回線への発信に係るものに限り、上表の料金額に0円を適用します。

（イ）　携帯電話サービスに係る電気通信回線への音声通信に係るもの

区分		料金額（60秒までごとに）
利用料	KDDI株式会社または沖縄セルラー電話株式会社に係るもの(副回線通信サービスに係るものを除きます。)	15.5円（税込 17.05円）
	上記以外のもの	16.0円（税込 17.60円）

（ウ）　削除

（エ）　当社が別に定めるパーソナルナンバーに係るもの

区分	料金額（3分までごとに）
利用料	8.0円（税込 8.80円）

（オ）　災害用伝言ダイヤルサービスに係るもの

区分	料金額（60秒までごとに）
利用料	8.0円（税込 8.80円）

（カ）　別表3に定める電気通信番号に係るもの

区分	料金額（180秒までごとに）
利用料	10.0円（税込 11.00円）

（キ）番号規則第９条第１項第４号に規定する電気通信番号に係るもの

区分		料金額
利用料	1の通信ごとに	40.0円（税込 44.00円）
	上欄に定める利用料のほか	40秒までごとに税抜10.0円（税込 11.00円）

（ク）株式会社NTTドコモのワイドスターⅢ通信サービス契約約款又はワイドスター通信サービス契約約款に定めるワイドスターⅢ通信サービス又はワイドスター通信サービスに係る電気通信回線への音声通信に係るもの

①　②以外のもの

区分	料金額（30秒までごとに）
利用料	161.0円（税込 177.1円）

②　ワイドスターⅡ（船舶）に係る電気通信回線への音声通信に係るもの

区分	料金額 （次の秒数までごとに税抜額10円（税込額11円)）		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝

J:COM PHONE プラスサービス（2024年10月1日以降にご契約のお客さま）

利用料	6.5秒	12秒	13秒

イ　外国との音声通信に係るもの　（ウ及びエに係るものを除きます。）

（ア）　自動音声通信（外国への発信に係るものに限ります。）

区分	料金額（1分までごとに）	区分	料金額（1分までごとに）
アジア1	30円	アメリカ3	78円
アジア2	30円	アメリカ4	157円
アジア3	45円	アメリカ5	113円
アジア4	63円	アメリカ6	159円
アジア5	72円	アメリカ7	30円
アジア6	77円	アメリカ8	105円
アジア7	105円	アメリカ9	115円
アジア8	107円	アメリカ10	230円
アジア9	113円	オセアニア1	57円
アジア10	127円	オセアニア2	9円
アジア11	130円	オセアニア3	50円
アジア12	153円	オセアニア4	72円
アジア13	159円	オセアニア5	80円
アジア14	213円	オセアニア6	112円
アジア15	227円	オセアニア7	160円
アジア16	35円	ヨーロッパ1	20円
アジア17	60円	ヨーロッパ2	42円
アフリカ1	128円	ヨーロッパ3	92円
アフリカ2	180円	ヨーロッパ4	102円
アフリカ3	257円	ヨーロッパ5	142円
アメリカ1	9円	ヨーロッパ6	203円
アメリカ2	15円		

備考

各区分における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。

（注）外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。

（イ）　非自動音声通信に係るもの

区分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
非自動音声通信	2,160円	460円

備考

1　非自動音声通信における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。

2　第2種本邦着信音声通信の利用料は、当社のサービス等契約約款に規定するカテゴリーⅠに係る

J:COM PHONE プラスサービス（2024年10月1日以降にご契約のお客さま）

第1種一般電話等契約に係る第2種本邦着信通話の通話料と同額とします。

ウ　特定衛星端末との音声通信に係るもの

自動音声通信（特定衛星端末への発信に係るものに限ります。）

利用料

区分	料金額(1分までごとに)	区分	料金額（1分までごとに）
特定衛星端末1	273円	特定衛星端末4	686円
特定衛星端末2	378円	削除	削除
特定衛星端末3	210円	削除	削除
備考　各区分における取扱地域等は、別表1に定めるところによります。 （注）外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。			

エ　国際ネットワークとの音声通信に係るもの

（ア）自動音声通信（国際ネットワークへの発信に係るものに限ります。）

利用料

区　　分	料　　金　　額 （1分までごとに）
国際ネットワーク1	20円
国際ネットワーク2	92円
備考　各区分における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。	

（イ）非自動音声通信

区　　分	料　　金　　額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
非自動音声通信	2,160円	460円
備考　非自動音声通信における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。		

非自動音声通信

区分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
非自動音声通信	2,160円	460円
備考 1　非自動音声通信における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。		

2　第2種本邦着信音声通信の利用料は、当社のサービス等契約約款に規定するカテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約に係る第2種本邦着信通話の通話料と同額とします。

第2　付加機能利用料

1　適用

付加機能利用料の適用については、第36条（定額利用料の支払義務）及び第38条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><td>区分</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>1）J:COM PHONEプラスサービスに係る通信時間の測定等</td><td>ア　自動音声通信の通信時間は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者または対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、特別事業者の機器（協定事業者または当社の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。
イ　非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、特別事業者の機器により測定します。
<table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>時刻</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開始時刻</td><td>番号音声通信</td><td>双方の電気通信設備を接続して音声通信をできる状態にした時刻</td></tr>
<tr><td>指名音声通信</td><td>請求者の電話設備が対話者に接続され、特別事業者の電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻</td></tr>
<tr><td colspan="2">終了時刻</td><td>特別事業者の電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考
1　特別事業者の電話交換局が非自動音声通信を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置または不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置または代行業者による応答があったときは、次により取り扱います。
1）　番号音声通信の場合
対話者側の電気通信設備に接続されたものとみなします。
2）　指名音声通信の場合
請求者が音声通信をすることを希望する場合に限って接続し ます。</td></tr>
</table>
ウ　次の時間は、アまたはイの通信時間に含みません。
（ア）　回線の故障等音声通信の請求者または対話者の責任によらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間
（イ）　回線の故障等音声通信の請求者または対話者の責任によらない理由に</td></tr>
</table>

	より、音声通信を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通信時間 エ　ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。 （ア）　音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。 （イ）　J:COM PHONEプラス回線の終端において、またはその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのJ:COM PHONEプラス接続回線に当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 オ　電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者または対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社のサービス取扱所に申告してください カ　当社は、特別事業者の電話交換局に申告を行い、特別事業者はオの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。 キ　オの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた特別事業者の電話交換局は、速やかに再接続を試み、または必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、特別事業者の電話交換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。 ク　オに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、カまたはキに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額または返還します。
2)　当社または特別事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社または特別事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。 ア　過去1年間の実績を把握することができる場合 当社または特別事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均

	の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。 （ア）　過去 2 か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の 実績が把握できる各料金月における 1 日平均の利用料が最低と なる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （イ）　過去 2 か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における 1 日平均の利用料または故障等の回復後の 7 日間における 1 日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

2　料金額

ア　発信電気通信番号非通知サービス

区分	単位	料金額
本サービスの利用の請求をした契約者に係る J:COM PHONE プラス回線から行う音声通信（電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号 110、118 または 119 に限ります。）をダイヤルして行う音声通信その他当社が別に定める方法により行う音声通信を除きます。）について、その J:COM PHONE プラス契約に係る電気通信番号を着信先へ通知しないようにするもの	―	―
備考		

イ　電気通信番号表示サービス

区分	単位	料金額
本サービスの利用の請求をした契約者がその J:COM PHONE プラス契約に係る J:COM PHONE プラス回線へ通知される発信電気通信番号を表示することができるもの（定額利用料）	1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額	400 円 （税込 440 円）
備考	（ア）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 （イ）当社は、本サービスを利用している契約者（以下「電気通信番号表示サービス利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のウ欄またはク欄に掲げる追加サービスを提供します。	

ウ　電気通信番号通知要請サービス

区分	単位	料金額

J:COM PHONE プラスサービス（2024 年 10 月 1 日以降にご契約のお客さま）

J:COM PHONE プラス契約に係る J:COM PHONE プラス回線へ発信電気通信番号が通知されない通信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの（定額利用料）	1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額	200 円 （税込 220 円）
備考	（ア）本サービスは、電気通信番号表示サービス利用者に限り提供します。 （イ）当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。	

エ　割込通話サービス

区分	単位	料金額
通信中に他から着信があることを知らせ、その J:COM PHONE プラス回線に接続されているフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して音声通信を行った後再び保留中の通話を行うことができるようにするもの（定額利用料）	1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額	300 円 （税込 330 円）
備考		

オ　特定音声通信発信規制サービス

区分	単位	料金額
本サービスの利用の請求をした契約者がその J:COM PHONE プラス契約に係る J:COM PHONE プラス回線から発信する、当社が別に定める音声通信を行うことができないようにするもの	－	－
備考	（ア）当社は、その J:COM PHONE プラス契約に係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。 （イ）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

カ　電気通信番号通信中表示サービス

区分	単位	料金額
J:COM PHONE プラス契約（割込通話サービスを利用しているものに限ります。）に係る J:COM PHONE プラス回線へ通知される電気通信番号を通信中に表示することができるもの（定額利用料）	1J:COM PHONE プラス契約ごとに月額	100 円 （税込 110 円）
備考	（ア）本サービスは、電気通信番号表示サービスと割込通話サービスの両方を利用している場合に限り提供します。 （イ）本サービスを利用する場合、通信の利用状況によっては、電気通信番号を表示できない場合があります。 （ウ）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

キ　番号ポータビリティサービス

区分	単位	料金額
事業法第50条に定める番号ポータビリティ（番号規則別表第1号に規定する電気通信番号に係るものに限ります。）を利用することができるようにするもの	―	―
備考	（ア）当社は、契約者がJ:COM PHONEプラス回線の終端の場所を変更した場合およびJ:COM PHONEプラス契約が解除された場合には、この機能を廃止することがあります。 （イ）協定事業者の定めるところによりこの機能の提供を行うことが困難である場合には、当社は、この機能の提供を行わないことがあります。 （ウ）当社は、本サービスの提供のため必要があるときは、協定事業者との間で契約者の氏名、住所、電気通信番号等の情報の授受を行うことがあります。 （エ）この機能の設定および変更には、設定変更手数料の支払いを要します。 （オ）本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

ク　着信転送サービス

区分	単位	料金額
J:COM PHONEプラス契約に係るケーブルプラス回線に着信する音声通信を、自動的に他の契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）に転送ができる機能（定額利用料）	1J:COM PHONEプラス回線ごとに月額	500円 （税込 550円）

備考	（ア）　他の契約者回線等から転送されて、本サービスが適用されているJ:COM PHONEプラス回線に着信する音声通信を、他の契約者回線等へ転送することはできません。 （イ）　当社は、利用の一時中断のJ:COM PHONEプラス回線については、本サービスを提供しません。 ただし、災害または当社の設備上の都合により契約者が本サービスを利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りでありません。 （ウ）　電気通信番号通知要請サービスまたは迷惑電話拒絶サービスが適用されている場合は、両サービスの処理が本サービスの処理より優先します。 （エ）　本サービスに係る音声通信については、発信者から本サービスを利用しているJ:COM PHONEプラス回線への音声通信と本サービスを利用しているJ:COM PHONEプラス回線から転送先の契約者回線等への音声通信の2の音声通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態となった時刻に双方の音声通信ができる状態になったものとして測定することとします。 （オ）　本サービスを利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 （カ）　本サービスを利用する場合、発信者の電気通信番号が転送先に通知される場合があります。 （キ）　当社は、本サービスに係る転送先から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 （ク）　利用の一時中断となっているJ:COM PHONEプラス回線に本サービスを提供している場合であって、そのJ:COM PHONEプラス回線の設置場所の利用について家主等から異議の申立があり当社が必要と認めるときは、契約者にそのJ:COM PHONEプラス回線の設置場所を変更していただくものとし、契約者がその設置場所を変更されない場合は、当社は、本サービスの利用を中止することがあります。 （ケ）　本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 （コ）　当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

J:COM PHONE プラスサービス（2024年10月1日以降にご契約のお客さま）

ケ　迷惑電話自動ブロックサービス

区分	単位	料金額
本サービスの利用の請求をしたJ:COM PHONEプラス契約者が自営端末設備からの登録操作等により、あらかじめ指定した特定の電気通信番号又は迷惑電話発信番号リスト（トビラシステムズ株式会社から提供を受けた振り込め詐欺、電話勧誘販売、投資詐欺、ワン切りその他の電話を受けた相手に精神的又は経済的負担を与える結果となる可能性がある電話の発信に係る電気通信番号のリストをいいます。以下同じとします。）に登録された電気通信番号（そのJ:COM PHONE プラス契約者から着信を希望する旨の指定があったものを除きます。）からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの（定額利用料）	1 J:COM PHONEプラス回線ごとに月額	0円
備考	（ア）本サービスは、J:COM PHONE プラス契約者に限り提供します。 （イ）当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 （ウ）当社は、本サービスを利用するJ:COM PHONE プラス契約者の同意に基づき、迷惑電話発信番号リストの精度向上を目的として、本サービスの利用状況をトビラシステムズ株式会社に提供します。 （エ）当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 （オ）その他、本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

3　付加機能群による提供

区分		単位	料金額
オプションパック	付加機能のうち、電気通信番号表示サービス、電気通信番号通知要請サービス、割込通話サービス、電気通信番号通信中表示サービスをパックとしてまとめて提供するもの※	1 契約者回線ごとに	月額 500 円 （税込 550 円）
	備考	(1) 契約者回線に提供します。 (2) 契約者が申し出を行い、当社が承諾した場合に提供します。 (3) オプションパックで取り扱う機能の内容は、2 料金額で規定する各機能の提供条件に従います。 (4) 当社は、オプションパックで取り扱う機能を変更することがあります。この場合は、変更後の機能で提供します。 (5) オプションパックで取り扱う機能は、個別の機能ごとに廃止はできません。 (6) 契約者の使用機器、利用環境、利用方法によっては、一部の機能の停止、及び機能の制約を受ける場合があります。		

J:COM PHONE プラスサービス（2024 年 10 月 1 日以降にご契約のお客さま）

第 3　相互接続番号案内料

1　適用

相互接続番号案内料の適用については、第 38 条の 2（相互接続番号案内料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
1)　相互接続番号案内料の設定	相互接続番号案内料は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
2)　相互接続番号案内料の免除等の取扱い	相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。
3)　その他の取扱い	相互接続番号案内料に係るその他の取扱いについては、利用料に準じて取 り扱います。

2　料金額

区分	単位	料金額
相互接続番号案内料	１電気通信番号ごとに	400 円（税込 440 円）

第 4　手続きに関する料金及び工事費

1　適用

工事に関する費用の適用については本サービス契約約款第 35 条（料金及び工事に関する費用）によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又は交換機操作台等において行なう 1 の工事ごとに算定致します。
新規契約時の工事費の分割払い	契約者から当社に申込みがあり、当社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます（以下「分割払い」といいます。）。消費税は工事実施日の税率が適用されます。

J:COM PHONE プラスサービス（2024年10月1日以降にご契約のお客さま）

分割払いの適用について	１．当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。 (1)分割払いの申込みをした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (2)当社の業務遂行上支障があるとき。 (3)その他当社が不適当と判断したとき。 ２．分割払いの支払期日及び支払方法は、当社が別に定めるものとします。 ３．利用契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (1)支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。 (2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。 (3)差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。 (4)破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。 ４．契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事費があるときは、当社が別に定める場合を除き、当社はその工事費残額を一括請求します。

1　2以外のもの

区分	単位		料金額
契約事務手数料	1手続きごと	九州・大分エリア以外	3,000円（税込3,300円）
		九州・大分エリア	2,800円（税込 3,080円）
J:COM PHONEプラスサービスの利用開始に関する工事（注1）	1J:COM PHONEプラス電話接続回線ごと		別に算定する実費相当額
契約の解除に関する工事（注1）	1J:COM PHONEプラス電話接続回線ごと		別に算定する実費相当額
その他工事	1J:COM PHONEプラス電話接続回線ごと		別に算定する実費相当額
電話番号変更手数料	1回の変更ごと		500円（税込 550円）
地位の承継処理手数料	1手続きごと		別に算定する実費相当額
機器紛失・破損事務手数料	1手続きごと		3,000円（税込3,300円）
延滞手数料	1請求ごと		400円（税込 440円）

2　付加機能に係るもの

区分	単位	料金額
番号ポータビリティサービス設	1J:COM PHONEプラス電話接続回線ごと	2,200円（税込 2,420円）

J:COM PHONE プラスサービス（2024年10月1日以降にご契約のお客さま）

定変更手数料		
付加機能の利用開始に関する工事	1J:COM PHONEプラス電話接続回線ごと	別に算定する実費相当額
付加機能の廃止に関する工事	1J:COM PHONEプラス電話接続回線ごと	別に算定する実費相当額

注1. 契約者または加入申込者が移転の際の申告により、別記に定める特定事業者および協力事業者からの紹介にて当社が提供するサービスに契約する場合、または当社が提供するサービスの契約を解除する場合であって、解除と同時に特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合には、当社が定める料金表の本サービスの利用開始または契約の解除に関する工事費を無料にします。また、契約者が当社の別に定める加入電話サービスからJ:COM PHONEプラスへの変更を、KDDI 株式会社または沖縄セルラー電話株式会社のau（WIN）通信サービス契約約款またはau（LTE）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用を受けるために申込む場合にも、J:COM PHONEプラスの利用開始に関する工事費を無料にします。

更に、契約者が当社が別に定める放送サービスにおいて、Smart TV Boxサービス利用規約に規定するSmart TV Boxサービスまたは Smart TV Box with タブレットサービス若しくはSmart J:COM Boxサービス利用規約に規定するSmart J:COM Boxサービスまたは Smart J:COM Box with タブレットサービスを申込すると同時に、当社の別に定める加入電話サービスからJ:COM PHONE プラスに変更を申込む場合にも、J:COM PHONE プラスの利用開始に関する工事費を無料にします。

なお、サービス種別の変更の際には、料金表の本サービスの利用開始または契約の解除に関する工事費がかかります。

第5 附帯サービスに関する料金等

1 削除 2 音声通信明細書の発行料

区分	単位	料金額
発行手数料	1発行ごと	150円（税込 165円）

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第37条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	ア ユニバーサルサービス料は1のJ:COM PHONEプラス電話にかかる電気通信番号ごとに適用します。 イ ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ ユニバーサルサービス料については、定額利用料と同じく日割を行います。

2　料金額

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに月額	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

（注）ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

https://group-companies.jcom.co.jp/doc/common/universal_91462.pdf

第7　機器損害金

区分	単位	料金額（不課税）
機器損害金	当社が設置した端末設備1台ごと	1,500円

第8　番号維持管理料金

区分	単位	料金額（月額）
電話番号維持管理料金	1電話番号ごと	1,000円（税込 1,100円）

第9　端末機器修理費

区分	単位	料金額
端末機器修理費	当社が設置した端末設備 1 台ごと	実費

第10基本使用料、付加機能使用料別表

1 適用

基本利用料および付加機能利用料については、第 36 条（定額利用料の支払義務）および第 38 条（利用料の支払義務）の規定によるほか、月極割引（かけ放題パック）を別表として次のとおりとします。

区分	内容
1）基本利用料および付加機能利用料等の月極割引（かけ放題パック）の適用	ア　１の J:COM PHONE プラス契約について、その１の J:COM PHONE プラス回線ごとに本表に定める定額利用料の支払いがあることを条件に、通話料の規定にかかわらず１の音声通信ごとに１０分までその支払いを要しない範囲を本表に定める通話料の適用のとおり定めるとともに、料金表に定める付加機能利用料の規定にかかわらずその支払いを要しないものとして第 2-3　付加機能群による提供（オプションパック）付加機能を提供するものです。（本パックについてはあらかじめ、当社への申込みを要します）。 イ　J:COM PHONE プラスサービスの新規申込みと同時に本パックを申し込まれかつ同時にサービスを開始した場合は開始時より、また既に同サービスを

<table>
<tr><td></td><td>加入されており、本パックを申し込みされた場合は、申込みされた翌月より（ただしアに定める付加機能については当社が準備出来次第）本パックサービスを適用します。
ウ 当社は、法人の契約者回線について、本パックは適用しません。
エ 本パックの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。
オ 契約者のJ:COM PHONE プラス契約の解除があったときは、本パックの提供も同時に終了したものとして取扱います。</td></tr>
<tr><td>2）料金の適用について</td><td>ア 本パックの適用を受けている契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話（料金額２－2)－イおよびウに定める通話、株式会社ＮＴＴドコモが提供するワイドスター通信サービス（同社のワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下このアにおいて同じとします。)に関する料金の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。
<table>
<tr><td colspan="2">支払いを要しない料金</td></tr>
<tr><td>（ア）（イ)以外の通話</td><td>その契約者回線からの通話に関する料金（料金表第１－１の 6)の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から１０分以内の部分に係るものに限ります。）</td></tr>
<tr><td>（イ） 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話</td><td>その契約者回線からの通話に関する料金</td></tr>
</table>
（注）（ア）に定める料金は、その通信時間にかかわらず、料金表第１－２－2)（ウ）および（キ）のうち１の通信ごとに定める料金額に係るものを含みます。
イ 当社は、アに定める定額利用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、アに定める取扱いならびにこの約款に定める通話料等の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないものとします。
（ア）第 22 条（J:COM PHONE プラスサービスの利用停止）第１項第３号及び第４号に該当するとき。
（イ）第 53 条（利用に係る契約者の義務）第１項に反するとき。
（ウ）当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為があるとき。
（エ） その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。
（オ）特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現</td></tr>
</table>

	に得ているとき又はその恐れがあるとき。 （カ）その契約者からエに定める協力を得られないとき。 （キ）その契約者回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限ります。）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）をダイヤルして行われたものであるとき。 （ク）その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。 （ケ）その契約者回線からの通話が、音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するものであるとき。 （コ）１の料金月においてアに定める通信が５００を超え、J:COM PHONE プラスサービスの一般的利用者と著しく利用方法が異なる等により、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれのある行為があるとき。 （サ）その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。 ウ 当社は、本パックの定額利用料の適用を受けている契約者回線について、イに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って当社が別に定める本パックの適用の中断を行うことができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者はその本パックの適用を請求することができないものとします。 エ 当社は、イに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。 オ 契約者は、当社がエに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限ります。）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。 カ 当社は、アに定める定額利用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、１の料金月においてアに定める通話がまったく行われなかった場合においても、その料金月における定額利用料を請求します。 キ J:COM PHONE プラスサービスの新規申込みと同時に本パックを申し込まれた場合は同サービスの開始月の翌月より、既に同サービスを加入されており、本パックを申し込みされた場合は、申込みされた翌月より（ただしアに定める付加機能は当社が準備出来次第）月極めの定額利用料の支払いを要します。 ク J:COM PHONE プラスサービスを継続しており、本パックのみ解除する場合は、当該申し出月の定額利用料を申し受けます（既に同サービスに加入されており、かつ本パックを申し込みされた同月に解除する場合は除きます）。

J:COM PHONE プラスサービス（2024年10月1日以降にご契約のお客さま）

3）定額利用料	1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額970円（税込　1,067円）
4）登録手数料	1J:COM PHONE プラス回線ごとに3,000円（税込　3,300円）

第11　電話リレーサービス料

1　適用

電話リレーサービス料の適用については、第37条の2（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	ア　電話リレーサービス料は1のJ:COM PHONEプラス電話にかかる電気通信番号ごとに適用します。 イ　電話リレーサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ　電話リレーサービス料については、定額利用料と同じく日割を行います。

2　料金額

区　　分	単　　位	料　金　額
電話リレーサービス料	1電気通信番号ごとに月額	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

(注)電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

https://group-companies.jcom.co.jp/doc/common/91683.pdf